

○東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正		現行	
<p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例にする法律第一条第一項の特例選挙期日は、次の表の上欄に掲げる種類の選挙であつて同表の中欄に掲げる区域において行われるものについて、それぞれ同表の下欄に定める日とする。</p>			
種 類	区 域	種 類	区 域
市町村の議会の議員又は 長の選挙	福島県のうち 南会津郡のうち檜枝 岐村 茨城県のうち 水戸市	市町村の議会の議員又は 長の選挙	福島県のうち 南会津郡のうち檜枝 岐村 茨城県のうち 水戸市
	平成二十三年五月二十 九日		平成二十三年五月二十 九日
	岩手県のうち 九戸郡のうち洋野町 福島県のうち 伊達郡のうち国見町 岩手県のうち 下閉伊郡のうち普代 村 福島県のうち 耶麻郡のうち磐梯町 及び猪苗代町 河沼		平成二十三年六月十九 日 平成二十三年六月二十 六日
	平成二十三年六月二十 六日		平成二十三年六月二十 六日

郡のうち会津坂下町 及び柳津町 大沼郡 のうち昭和村	福島県のうち 白河市	岩手県のうち 二戸市 岩手郡のう ち雫石町及び滝沢村	宮城県のうち 白石市	福島県のうち 福島市	福島県のうち 会津若松市	岩手県のうち 盛岡市	宮城県のうち 柴田郡のうち村田町 福島県のうち 西白河郡のうち西郷 村	福島県のうち 郡山市 須賀川市 岩瀬郡のうち鏡石町
	平成二十三年七月十日	平成二十三年七月三十一日		平成二十三年八月七日	平成二十三年八月二十八日			平成二十三年九月四日
郡のうち会津坂下町 及び柳津町 大沼郡 のうち昭和村	福島県のうち 白河市	岩手県のうち 二戸市 岩手郡のう ち雫石町及び滝沢村	宮城県のうち 白石市	福島県のうち 福島市	福島県のうち 会津若松市	岩手県のうち 盛岡市	宮城県のうち 柴田郡のうち村田町 福島県のうち 西白河郡のうち西郷 村	福島県のうち 郡山市 須賀川市 岩瀬郡のうち鏡石町
	平成二十三年七月十日	平成二十三年七月三十一日		平成二十三年八月七日	平成二十三年八月二十八日			平成二十三年九月四日